



鳥取県公報

令和3年2月24日（水）
第9277号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	知事指定薬物の指定の失効（82）（医療・保険課）	2
	星空保全地域の指定（83）（環境立県推進課）	2
	星空保全照明基準の設定（84）（〃）	2
	基本測量の実施（85）（県土総務課）	3

告 示

鳥取県告示第82号

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第10条第1項の規定に基づき、知事指定薬物の指定が失効したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和3年2月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	通称名	指定年月日	失効年月日
2-知(1)-9	5 F - E D M B - P I N A C A	令和3年1月26日	令和3年2月1日
2-知(1)-10	A M B - F U B I C A、M M B - F U B I C A	〃	〃
2-知(1)-11	1 c P - L S D	〃	〃
2-知(1)-12	M M B - 0 2 2、A M B - 4 e n - P I C A、M M B - 4 e n - P I C A	〃	〃

鳥取県告示第83号

鳥取県星空保全条例（平成29年鳥取県条例第47号）第10条第1項の規定に基づき要請のあった区域について、次のとおり星空保全地域を指定したので、同条第3項の規定において準用する同条例第9条第6項の規定により告示する。

令和3年2月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 星空保全地域の名称
日野町星空保全地域
- 2 星空保全地域に指定する区域
日野町の区域の全部

鳥取県告示第84号

鳥取県星空保全条例（平成29年鳥取県条例第47号）第11条第1項の規定に基づき、日野町星空保全地域に係る星空保全照明基準を次のとおり定めたので、同条第7項の規定により告示する。

令和3年2月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

日野町星空保全地域星空保全照明基準

照明器具の種類	項目	基準
屋外照明器具	設置の位置	照明の目的を達成するのに必要な最小限の箇所に設置して使用すること。
	照射の方向	1 垂直に設置した場合の上方光束比が5パーセント以下となる照明器具を、当該数値以下となる向きに設置して使用すること。 2 1以外の照明器具を設置し、使用する場合は、その縁が光源の下端よりも低い位置となるよう照明器具の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにすること。ただし、工事又は一時的な催物の夜間における安全の確保のために必要な範囲内で設置し、使用する照明器具については、この限りでない。
建築物等を照射する照明器具	設置の位置	必要最小限の箇所に設置して使用すること。
	照射の方向	1 次の要件を満たすよう設置して使用すること。

具	向	ア 下向き照射とすること。 イ 建築物等のみを照射すること。 2 その縁が光源の下端よりも低い位置となるよう照明器具の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにすること。
	輝度	照射される建築物等の表面の輝度は、5カンデラ毎平方メートル以下とする。
広告物照明器具	照射の方向	1 広告物を外部から照射する場合においては、次の要件を満たすよう設置して使用すること。 ア 下向き照射とすること。 イ 広告物のみを照射すること。 ウ その縁が光源の下端よりも低い位置となるよう照明器具の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにすること。 2 広告物本体が発光する場合又はその内部が発光する場合においては、その縁が広告物の中心よりも低い位置となるよう広告物の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにすること。
	輝度	広告物の表面の輝度は、400カンデラ毎平方メートル以下とする。
一時的な催物の演出を目的として特定の対象物（建築物等を除く。）を照射する照明器具	照射の方向	上方への漏れ光を抑制するよう配慮すること。
	使用の時間	午後10時までの使用とする。
	輝度	照射する対象物の表面の輝度は、演出の目的を達成するために必要な最小限度のものとする。

備考

- 1 「屋外照明器具」とは、道路、駐車場、庭園その他の屋外の場所において必要な明るさを確保する目的で設置し、使用する照明器具（イルミネーションの用に供するものを除く。）をいう。
- 2 「建築物等」とは建築物、工作物その他の施設をいい、「建築物等を照射する照明器具」とは建築物等の外観を照射する目的で設置し、使用する照明器具をいう。
- 3 「広告物照明器具」とは、広告物の外観を照射する目的で設置し、使用する照明器具又は広告物本体若しくはその内部が発光する広告物をいう。
- 4 上方光束比は、光源全体から出る光束のうち水平より上方に向かう光束の比率とする。
- 5 照射される建築物等の表面の輝度は、平均照度に面の反射率を乗じて得た数を円周率で除して得た数値とする。
- 6 広告物の表面の輝度は、次のいずれかによるものとする。
 - (1) 広告物の外観を照射するとき 平均照度に面の反射率を乗じて得た数を円周率で除して得た数値
 - (2) 広告物本体又はその内部が発光するとき 広告物の表面の輝度を測定して得た数値
- 7 平均照度及び輝度の測定方法は、日本産業規格C7612及びC7614による。
- 8 個人の住宅に係る照明器具については、この基準は適用しない。

鳥取県告示第85号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年2月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（地殻変動補正パラメータ測量）
- 2 作業期間 令和3年3月1日から同月31日まで
- 3 作業地域 鳥取県全域